

(公 印 省 略)
介高第810-13号
平成24年3月22日

各軽費老人ホーム施設長 様

群馬県健康福祉部
介護高齢課長 塚越 日出夫

軽費老人ホームにおける「入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用」に関する取扱いについて（通知）

標記の費用については、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」（基準省令）及び「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（解釈通知）により示されているところですが、この度、本県としての取扱いを定め、平成24年4月1日から適用することとしましたので、入所者から費用の徴収を行う場合は、適切な対応をお願いいたします。

担 当：福祉施設係
T E L：027-226-2569
F A X：027-223-6725

軽費老人ホームにおける「入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用」の取扱いについて

- 1 「特別なサービス」とは、本来、軽費老人ホームが包括的に行う基本のサービスとは明らかに異なり、個別性の強いサービスで、施設側で一律に提供するものではないこと。また、介護保険サービスで対応できるものは、特別なサービスには該当しないこと。
- 2 入所者から費用を徴収する場合は、実費相当額以下とし、入所者の過度な負担とならないものとする。
- 3 特別なサービスの内容、金額等については、運営規程に定め、重要事項説明書若しくは契約書に記載し、入所者又はその家族等に対し説明を行い、同意を得なければならないこと。
- 4 重要事項説明書若しくは契約書には、次の事項を記載すること。
 - ①特別なサービスの内容、金額
 - ②積算根拠
 - ③費用を受領することとした理由
 - ④その他記載することが必要となる事項
- 5 特別なサービスを提供した場合は、その提供内容の記録を整備し、請求書の写し及び領収書の写しを保管すること。

〈特別なサービスに該当し、費用の徴収を可とするもの〉

- ・ 一時的疾病時における深夜介護に要する費用及び排泄、入浴等の身体介助に要する費用（介護保険サービスで対応できるものは除く。）
- ・ 個別的な外出及び通院等の付添代（あくまで入所者の要望に応じて対応する場合のみ。施設側で一律に機会を設ける場合は、費用の徴収を不可とする。）
- ・ 入所者個人に負担を求めることが適当と認められるもの（理美容代、クラブ活動等の材料費、駐車場代、コピー代、洗濯機使用代（コインランドリー形式を含む。）等）

〈条件付きで費用の徴収を可とするもの〉

- ・ 金銭管理費、貴重品管理費については、次の要件を満たすこと
 - ①責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること
 - ②適切な管理が行われていることの確認が、複数の者により、常に行える体制であること
 - ③入所者またはその家族との契約書、個人別出納帳等、必要な書類を備えていること
- ・ 外出、送迎費
外出、送迎等を有償で行う場合は、運輸支局長等が行う登録を受ける必要がある。道路運送法第78条及び第79条に従うこと。（ガソリン代、道路通行料、外出先の駐車場料金をサービスの提供を受ける者が支払う場合は、社会通念上、通常は登録等は必要ないと解される。その他、登録の有無、手続きの方法等は、「福祉有償運送ガイドブック（国土交通省自動車交通局旅客課）」を参考とすること。）

〈費用の徴収は不可とするもの〉

・行事参加費

日帰り旅行、買い物ツアー、クリスマス会等、レクリエーションの行事を実施することは、軽費老人ホームが包括的に行う基本のサービスであり、入所者に一律に提供する各種行事そのものに、費用の徴収が発生することは不可とする。ただし、旅行保険料、外出先でかかる外食代、入館料等は徴収可とする。

・服薬管理費

医師法第17条では、「医師でなければ、医業をなしてはならない。」とされているが、平成17年7月26日付け医政発第0726005号「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」（厚生労働省医政局長通知）により、「原則として医行為ではないと考えられるもの」が列挙されており、これらの要件を満たした上であれば、施設職員がいわゆる服薬管理を行うことには問題ないものと判断される。

しかし、医行為ではないとされながらも、「病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得る」ともされており、各行為を明確に線引きすることは困難である。また、いずれの行為も人体に何らかの影響を及ぼすものであり、万が一事故が発生した場合など、そこに生じる責任は重大なものである。

このように複雑な問題が絡む行為を行うことに対し、施設として費用を徴収することは望ましくないため、服薬管理費の徴収に関しては不可とする。

〈判断に注意を要するもの〉

・特別な食事代

行事の際の特別な食事、医師の指示により「通常とは異なる食事」が必要な場合等は、通常の食費では提供が困難な高価な材料を使用し、特別な調理を行うなど、通常の食費を超えて支払いを受けるのにふさわしいものである場合は徴収可とする。

なお、行事の際の特別な食事は、事前に十分な情報提供を行い、特定の日に予め選択できるようにしておくこと。

・選択食代

入所者の要望に応じて対応する場合のみ徴収可であり、入所者に一律に提供して費用を画一的に徴収することは不可とする。

・基本的に入所者本人が自分で行うこととされる行為（掃除、洗濯、買い物等）を、自分で行うことができるにもかかわらず、入所者本人に代わって施設側が行うことを入所者が希望した場合は、費用の徴収を可とする。ただし、入所者本人が体調不良や介護が必要な状況にある等、自分で行うことが困難なため、施設側が行うことを希望した場合は、費用の徴収は不可とする。